

鴨島東中学校スポーツ文化後援会会則

第1章 名称

第1条 本会は、鴨島東中学校スポーツ文化後援会と称し、事務局を鴨島東中学校（吉野川市鴨島町麻植塚215番地3）におく。

第2章 目的

第2条 本会は、鴨島東中学校生徒のスポーツ及び文化の向上を図るとともに、豊かな人間性を育て、充実した学校生活を送るための援助を行うことを目的とする。

第3章 活動

第3条 本会は上記の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 生徒のスポーツ及び文化活動の助成
- (2) 教育環境の整備充実の助成
- (3) その他目的達成に必要な活動

第4章 会員

第4条 本会の会員は、次の通りとする。

- (1) 正会員 鴨島東中学校の保護者
- (2) 賛助会員 本会の趣旨に賛同する者

第5章 会計

第5条 本会の経費は、会費・活動収入・寄付金をもってあてる。

第6条 本会の会費は、次の通りとする。

- (1) 正会員、賛助会員ともに役員会で決定し、総会において報告する。

第7条 本会の会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日をもって終わる。

第8条 本会の会計は、毎年1回監査を受けるものとする。

第6章 役員

第9条 本会には次の役員を置き、任期を1年とする。ただし、再任を妨げない。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名(含学校長)

第10条 役員を選出方法は次の通りとする。

- (1) 会長、副会長、監事は、それぞれ、鴨島東中学校PTAの会長、副会長、監事をもってあてる。

第11条 役員の仕事は次の通りとする。

- (1) 会長は本会を代表して一切の会務を総括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はその代理を務める。
- (3) 監事は会計を監査し、総会において監査報告をする。

第12条 本会に顧問を置くことができる。

- (1) 顧問は役員会の同意を得て、会長が委嘱する。
- (2) 顧問は本会の重要事項について意見を述べ、会の発展に協力する。

第7章 会議

第13条 本会の会議は次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会

第14条 総会は会長が召集し、毎年1回以上開く。

第15条 総会・役員会は鴨島東中学校PTAの総会・役員会とあわせて行い、会則の改正、活動、予算、決算、その他必要事項を協議決定する。

第16条 すべての会議の決議は、会員の過半数をもって決する。

附則 この会則は、昭和61年5月1日より施行する。

この会則は、一部を改め、平成9年5月1日より施行する。

この会則は、一部を改め、平成12年4月15日より施行する。

この会則の名称を体育後援会から体育文化後援会と改め、平成13年4月21日より施行する。

この会則は、一部を改め、平成28年4月17日より施行する。

この会の名称をスポーツ文化後援会と変更し、会則を一部改め、令和5年月23日より施行する。